

東京都知事選挙

投票日

7月7日(日)午前7時～午後8時

東京都の未来を決める大切な選挙です。大切な一票を無駄にしないように、投票しましょう。

問合せ

選挙管理委員会事務局 ☎内線3411

住所を移した方は

荒川区へ転入した方

令和6年3月20日以降に転入の届け出をした方は、荒川区では投票できません。
※前住所地が東京都内で選挙人名簿に登録されていれば、前住所地で投票できます。その際、荒川区長が発行する「選挙用住民票の写し」を持参すると、確認に要する時間を短縮できます

荒川区から都内区市町村に転出した方

令和6年2月20日以前に転出した方は、荒川区では投票できません。
▶令和6年2月21日～3月6日に転出した方は、荒川区で期日前投票ができる期間があります。期日前投票ができる期間は転出した日によって異なります(投票日当日は投票できません)
▶令和6年3月7日以降に転出した方で、荒川区に3か月以上住んでいた方は、荒川区で投票できます
※現在住んでいる区市町村長が発行する「選挙用住民票の写し」を持参すると、確認に要する時間を短縮できます
※新住所地の選挙人名簿に登録された方は荒川区で投票できません

東京都外へ転出した方

東京都知事選挙であるため投票できません。

荒川区内で転居した方の投票所

▶令和6年5月30日までに転居の届け出をした方……新住所地の投票所
▶令和6年5月31日以降に転居の届け出をした方……前住所地の投票所

荒川区で投票できる方

投票日現在18歳以上(平成18年7月8日以前生まれ)の日本国民で、荒川区の選挙人名簿に登録されている方です。
※荒川区へ転入した場合は、令和6年3月19日までに荒川区へ転入の届け出をし、引き続き3か月以上荒川区に住所がある方

投票日当日に投票することが難しい方は

期日前投票

投票日当日に投票所に行けない方は、期日前投票をご利用ください。

期間

6月21日(金)～7月6日(土)
※区役所以外の場所は6月30日(日)から

時間

午前8時30分～午後8時

場所

区役所1階ロビー、南千住駅前ふれあい館、荒川総合スポーツセンター、町屋文化センター、荒川区シルバー人材センター・荒川授産場、あらかわ遊園スポーツハウス、ふらっとにつぼり

不在者投票

▶不在者投票ができる病院・老人ホーム等に入院・入所している方
病院長等に申し出ると、その施設で投票ができます。
▶出張等で区外に滞在している方
滞在先の選挙管理委員会では不在者投票ができます。投票用紙等の請求は郵送・オンライン申請で行えます。詳細は、お問い合わせください。
▶郵便等投票証明書の交付を受けている方
7月3日(木)までに投票用紙等を請求してください。

6月4日～10日は

歯と口の健康週間

歯と口腔の健康は、健全な食生活の実現や社会生活等の質の向上につながります。より長く元気に生活するために、かかりつけ歯科医で定期健診やアドバイス等を受けましょう。

問合せ

指定があるもの以外は、健康推進課歯科担当 ☎内線423

成人歯科健康診査

対象

区内在住で、令和7年3月31日までに次のいずれかに該当する方
※現在、歯科を受診中の方は除く
▶20・25・30・35歳になる方

受診期間

7月1日(月)～令和7年2月28日(金)

持ち物

受診券(6月下旬に送付されるはがき)、健康保険証

▶40・45・50・55・60・65・70歳になる方

受診期間

誕生日から1年間

持ち物

受診券(誕生月の前々月に送付されるがん検診のお知らせに同封)、健康保険証

後期高齢者歯科健康診査

受診期間

誕生日から1年間

対象

区内在住で、令和7年3月31日までに75歳になり、後期高齢者医療制度に加入する方
※現在、歯科を受診中の方は除く

内容

歯・歯肉等の検査、かむ・飲み込む機能の検査、歯みがき指導等

持ち物

受診券、質問票、後期高齢者医療被保険者証
※いずれも誕生月の前月に送付

問合せ

国保年金課後期高齢者医療係 ☎(3802)4148

妊婦歯科健康診査

受診期間

妊娠届提出時から出産前まで

対象

妊娠中の方

持ち物

受診券(母子手帳交付時に同封)、母子手帳、健康保険証

会場

「歯科健康診査実施医院」のステッカーを掲示している区内の歯科医療機関

費用

無料
※健診結果により歯科治療が必要になった場合は、有料